

台湾の女子労働力向上に 関する運用状況**

施 昭 雄*

一、前言

人口の高齢化によって生じた労働力供給面での圧力、物質的な生活水準及び政府の財政に関するマイナス影響等の原因から、近年、女子労働力の向上に対し、各界の関心が大いに高まっている。国際労働機関（International Labour Office-ILO）の女子就業に関する統計資料も、台湾における女子を議題とし、関心を高める必要があると示している¹。女子の福祉厚生増進、男女平等の実現等は、国際社会の最も関心のある重要な議題であり、1997年にアジア太平洋経済協力会議（Asia Pacific Economic Cooperation - APEC）が正式に性別を議題として上程した。その重要ポイントとして人的資源の開発、中小企業／零細企業、ニューエコノミーが女子に与える衝撃と対応等が議題に含まれている。

わが国が女子権益の向上を図るため、2004年1月9日に行政院女子権益促進委員会第18次委員会において、「女子政策綱領」を可決し、委員会を通過

*福岡大学名誉教授

**本文は、台湾行政院経済建設委員会発刊の台湾経済論衡2007年9月、第5巻第9期に掲載してある同委員会人力計画処所属の賀麗娟著「提升婦女人力運用現況」を翻訳したものである。

した。これは、女子の労働力参加率の向上、女子の経済自立のための労働政策の樹立といった女子労働と経済に関連する基本原則である。各々の政策立案に当たっては、女子の就業促進、経済保障、社会参加を最優先的に配慮しなければならないとともに、家庭の支援システムの強化、女子の家事労働・介護と就業との間にある障害を取り除くため、政府は積極的に協力し、女子の就業機会の増進を図らなければならない。

女子の労働力参加に影響をもたらす要因は、各国の文化と社会規範に基づくものと、同時に経済的な側面も女子労働力参加に対して積極的な影響を及ぼす。原則的に言えば、女子の労働力参加を高めれば、女子の経済能力を強化することができ、女子の自立性を促進することもできる。また、家庭の経済的な源泉が増えれば、国家の人的資源の有効利用を増進することもできる。結果的には両性平等の社会的目標を達成させることとなる。

二、文献のサーベイ

各国際組織や各国の学者の女子労働力参加率に関連する研究論文や報告書は、およそ以下の通りである。

Jaumotte, F. (2003)²⁾は、17の OECD 参加国を対象に研究した結果、(資料期間は1985年から1999年まで)、これら国々の女子労働力参加率に関する主な発見は以下の通りである。

- (一) 独身所得者に比べ、家庭内の第二所得者に対し、さらに相対的に公平な課税を付与すれば、女子の労働力参加率は増加するであろう。
- (二) 児童手当の支給や親の有給休暇(産休、親の産後休暇及び育児休暇を含む)の付与は、女子の労働力参加率を促進し、特に、フルタイムの労働力参加率は高められる。なぜならば、児童手当は児童の看護に

掛かる価格が下げられ、親は労働市場に参入しやすくなり、同時に、低収入の母親を社会福祉・保障から自立させるのに助けになるからである。ただし、親の産休や育児休暇が20週を超えると、かえってマイナスの影響が生じる。その理由は、休暇による時間的なブランクによって労働者の技能がさがり、将来の職業人生や所得に障害を与え、かつ、母親の労働市場への復帰欲を下げてしまうからである。

- (三) 児童手当の支給（優遇税制を含む）は、家庭所得の増加を可能にし、所得効果をもたらすが、これがかえって女子の労働市場への進出意欲を引き下げる恐れがある。
- (四) 政府が児童の就学前に教育費を支給することは、女子の労働力参加率に対する影響は明白でない。その理由は、労働市場にまだ進出していない母親は、教育的な要因によって子供を就学前教育に送り込み、参加させることもありうるからである。
- (五) 女子の仕事に占める時間が多ければ多いほど、その国の女子労働力参加率は高い。パートタイムの障害を改善すれば、パートタイムの仕事の機会がより多くなり、女子の労働力参加率を高めることができる。明らかに多元的な労働市場が女子の就業を促進するのに重要である。
- (六) 女子の教育程度、良好な労働市場（すなわち低失業率）および良好な文化態度は、女子の労働力参加率を決定する主要要素であるといえよう。
- (七) このほかに若干の政策が、直接的もしくは間接的に女子の労働力参加率に影響を及ぼす。

1. サービス業は比較的に多くの女子を雇っているため、サービス業市場に対する厳しい規定は、サービス業の発展を阻害するばかりか、女子の就業機会を引き下げることにもなる。また、サービス業への過度な規制は、サービス業に属する子供の看護と家事労働への供

- 給価格を引上げることになるであろう。また、新しい家事等に使われる器具（道具）の技術進歩と普及が、女子の労働力参加率を高めることも考えられる。
2. いくつかの国のなかには、比較的厳しくない移民政策を実施しているため、家事へのサービス、子供と老人への看護等の労働供給は増加するであろう。
 3. 比較的高い福祉及び所得補助は就業意欲の低下を導き、ある国のシングルマザーは、低技術と低所得のため、特に影響を受けやすい。
 4. 多くの国では、性別への差別に反対する法令を実施し始めた。これで両性間の給与の格差を縮小し、給与を高くすれば女子の労働参加を刺激するであろう。

欧州委員会（Commission of the European Communities, 2002）³の報告では、ほかの看護の方法がなければ、大部分の女子は親族の看護や介護（子供あるいは父母）は、女子の労働市場への参入の主要な障害となるであろう。欧州連合のなかには、14%の非労働者は仕事をしたいと思っており、その数は1,090万人に達し、そのうちの700万人は女子で、この中の30%が親族の看護や介護の負担、もしくは家事の責任を負わなければならない、それ故に仕事をしたくてもできない。現在、欧州連合の加盟国は、親族の看護への協力措置に限界があるがために、女子の労働力参加率に及ぼす影響はそれほど大きくない。すなわち、これはさらに多くの看護・介護サービスを必要とすることを現わしている。

このほか、看護・介護サービスを支援する制度ができたことで、労働力参加率に対し二重の効果をもたらし、欧州連合は1995年から医療看護および社会サービス部門だけでネットで200万人の雇用機会を創出した。

女子の労働力参加率と生育率に関する Lin Lean Lim (2004)⁴の研究によると、女子の労働力参加率の増加は、生育率の低下をもたらす仮設のもとで、先進国工業国の女子就業が以下の状況において、確実に生育率の低下をもたらしている。

- (一) 女子の就業は一種の権力、あるいは地位の向上であり、女子に所得と資源を統制させる権限をもたせるものである。家庭内でいえば、家庭内の諸々の事柄等に対しさらに決定権をもたらし、当然、生育についての決定権も含まれる。
- (二) 女子の経済的生産力と生育の主役との間の対立が、子供を産む機会コストを大いに高める。
- (三) 適した質のいい子供の看護者が、容易に見つからないために、女子の就業に深刻な圧力をかける。
- (四) 子供を生み、育てるために、労働市場から一時的に中退することになると、それが非常に大きなコストを産む。
- (五) 女子が再び職業に着くときの利益と満足感は、子供を有したこと以外の利益と満足感よりも大きい。
- (六) 女子の就業能力と所得能力は、その人の経済的、もしくは財務的な独立能力を引き上げ、子供を育て、老後の生活を楯（予防）としての欲求を引き下げる。
- (七) 女子の経済的な役割や、家庭への利益といったような貢献は、産まれる子供の性別への選好心を弱まらせ、女の子に対する価値観を変える。
- (八) 女子の労働力参加率の向上は、女の子への教育投資の増加と関連があり、初婚と生育年齢の増加との間にも関連性がある。
- (九) 女子が結婚前に就業機会があり、一生職業につこうと思うならば、初婚および生育年齢を引上げる。

Euwals, R. (2001)⁵は、1987年から1989年の間、オランダの就業女子に対する研究から、仕事中の労働時間の弾力性は非常に低いことを見つけ、もし労働時間を増やしてもいいと思うならば、仕事を変えてみるしかないという。

Wrohlich, K. (2004)⁶は、2002年の社会経済資料を用いて、ドイツの女子労働力参加率と学齢前の児童への看護コストとの関係について研究を進め、アメリカ、カナダ、イギリスと比較してみた結果、ドイツの女子労働力参加率と学齢前の児童への看護コストとの間に、顕著な相関があることを発見した。もし、児童の看護コストを東ドイツで0.02%、西ドイツで0.03%を下げれば、女子の労働力参加率の弾性値は1%増加する。もし、児童の看護コストがゼロ（0）であるならば、西ドイツの女子労働力参加率は3%増加し、東ドイツは1.5%の増加となる。そして、西ドイツの女子工作時間は9%増加する。これに対し東ドイツのそれは3.5%の増加である。これは西ドイツの女子労働力参加率の児童への看護の弾性値が比較的大きいことを示している。しかし、アメリカ、カナダ、イギリスと比較してみた結果、ドイツの女子労働力参加率の児童看護に対する弾性値が比較的小さい。なぜならば、ドイツの児童看護の補助が相当に高いからである。

Garibaldi, P. (2003)⁷は、欧州女子労働力参加率を政策的に如何に高めるかという研究をしている。研究の結果は、女子が仕事を探しているときに補助を行った場合、女子労働力参加率の向上に対する影響はそれほど明らかでないということを発見した。しかし、パートタイムへの補助の場合は、女子労働力参加率の向上に対し、明らかな影響が見られる。また、就業が原因で所得を得たことで納める所得税を引き下げると、女子の労働市場への進出を促進することになる。

Connelly, R. (1999)⁸は、フルタイム、あるいはパートタイムに従事する既婚女子、もしくはシングルマザーの子供への看護に対する選択から、既婚のフルタイムの子供への看護に対する価格弾性値が、既婚のパートタイムに比べると大きいことを発見した。そして、パートタイムのシングルマザーの子供の看護価格の弾性値は、フルタイムのシングルマザーに比べ大きいこともわかった。フルタイムの女子は機構式看護すなわち center care（原文は機構式看護という表現を使っているが、日本語訳にすると託児所から施設までの様々な組織体や機関で子供の看護を行うことをいう一訳者註）を利用する頻度が多く、親族や友人に頼んで看護するやり方（relative care）は少ないようである。シングルマザーの場合は、家庭での看護のやり方を使うか、あるいは機構での看護の仕方をとるかは、価格調整に対する反応の程度は互いに似ている。

三、わが国の女子労働力の現状

女子の労働力参加率向上を促進するため、まずはわが国の女子労働力と非労働力の特質を理解する必要がある。これには女子労働力参加率、非労働力、失業状況、就業の業種・職業への分析、就業時間等々の状況が含まれる。これによってはじめて対症療法が可能になり、女子の労働市場への進出の際の障害を除去し、それによって、業務機関が女子を雇用しても良いという気持ちに変わる。

(1) 女子労働力参加率

1997年から2006年までの期間、わが国の男子労働力参加率は、71.09%から67.35%に下がり、逆に、女子の労働力参加率は、45.64%から48.68%に上昇した。これは、教育水準の上昇、社会および産業構造の変化による、女

子の労働市場への進出人数の増加をあらわしている。これに対し、男子の労働力参加率は低下傾向にある。それらのなかの未婚男子と未婚女子は、2006年では共に56%であったが、既婚者についていえば、男子が75.38%と高く、女子は48.38%に下がった。これは明らかに、男子は依然として家庭内の労働経済の中心であるといえよう。女子が離婚、別居あるいは配偶者死亡後のそれらの労働力参加率は、さらに低く28.75%である。主な要素は、配偶者が死亡した時の女子の年齢はすでに高く、年齢が労働力参加率を下げたのである。このほか、一般の人は、離婚、別居、配偶者死亡の独身女子は、子供の看護（世話）のため、労働市場に進出できないと考えていた。しかし、統計資料が示すように、25～44歳で離婚、別居、配偶者死亡の場合の労働力参加率は、77.6%であり、有配偶者と同居する者の64.5%よりも高い。そして、45～64歳の部分では、上記二種類の婚姻状況の労働力参加率を比較すると、前者は41.2%に下がり、後者は42.0%に下がった。これらから見て分かるように、女子の労働力は、年齢が増えるに従い、参加率が減少する傾向にある。台湾には、日本と韓国のような労働力参加率によって見られる「双峰現象」（日本ではこれをM字型曲線と称す一訳者註）が見られない。双峰現象とは、女子が結婚・育児のために労働市場から離れ、子女が成長した後、再び労働市場に復帰し、二度目の就業を行い、そこで女子労働力参加率のもう一つの峰を作ることをいう。

わが国の女子労働力参加率は、ほかの国に比べて相対的に低く、2006年は48.7%で、世界の平均52.4%、アメリカの59.3%よりも低い。さらに、地域的に、文化的に相当する近隣諸国の韓国やシンガポールよりも低い。（表2を参照）。

(2) 女子の非労働力

わが国の非労働力のなかで、女子の労働未参加の原因（表3）は、2003年

の資料で見ると、主要な原因は「家事・料理」が全女子非労働力の56%を占め、「進学・進学の準備」が22%を占める。これに対し男子の「家事・料理」を理由にしているのが僅か0.4%で、主な原因はやはり「進学・進学の準備」が男子の非労働力の39%を占め、「高齢・心身障害」が37%を占めている。これらの統計資料で分かることは、非労働力のなかで、女子は確実に性別の役割が原因で労働市場に進出できない状況を示している。

表1 年次別の性別と婚姻状況別労働力参加率 (単位：%)

項目	総平均	男 子				女 子			
		平 均	未 婚	有配偶者 或いは同居	離 婚 別 居 配偶者 死亡	平 均	未 婚	有配偶者 或いは同居	離 婚 別 居 配偶者 死亡
97	58.33	71.09	56.27	82.55	49.53	45.64	51.32	46.09	26.89
98	58.04	70.58	55.83	81.12	48.43	45.60	51.50	46.06	26.70
99	57.93	69.93	56.28	79.80	48.42	46.03	52.40	46.28	26.50
00	57.51	69.27	54.91	79.40	52.07	45.82	51.87	46.34	26.00
01	56.84	67.91	54.27	77.85	46.96	45.87	51.90	46.48	26.52
02	57.31	68.13	55.69	77.20	46.80	46.61	52.53	47.30	27.55
03	57.13	67.53	55.37	76.45	48.96	46.88	52.99	47.34	28.43
04	57.59	67.74	56.30	76.43	49.88	47.61	54.55	47.84	28.65
05	57.72	67.72	56.64	76.21	50.78	47.91	55.49	47.88	29.21
06	57.72	67.36	56.99	75.38	51.97	48.26	55.96	48.38	28.75

資料出所：行政院主計処。2006年人力運用調査報告、2007年。

表2 各国の女子労働力参加率の比較 (単位：%)

	台湾	韓国	シンガポール	香港	日本	アメリカ
2000年	46.0	48.6	55.5	49.9	49.3	60.2
2001年	46.1	49.2	54.3	50.7	49.2	60.1
2002年	46.6	49.7	53.4	52.0	48.5	59.6
2003年	47.1	48.9	53.9	51.6	48.3	59.5
2004年	47.7	49.8	54.2	52.9	48.3	59.2
2005年	48.1	50.1	56.6	51.8	48.4	59.3
2006年	48.7	—	—	—	—	—

資料出所：行政院劳工委员会労働統計資料網站。

表3 台湾地区非労働力の労働しない原因 (単位：千人)

原因 性別	総 計	理想的な仕 事がみつ からない	進学及び進 学の準備	料理・家事	高齢もしく は心身障害	そ の 他
男 子	2,818	164	1,110	11	1,054	479
	100%	6%	39%	0.4%	37%	17%
女 子	4,677	65	1,044	2,326	867	78
	100%	1%	22%	56%	19%	2%

資料出所：行政院主計処。2003年の台湾地区の女子結婚・育児と就業調査報告、2004年。

わが国の女子の非労働力を教育程度別で見ると、教育程度が低ければ低いほど、労働参加率が低くなる。また、労働に参加しない原因別では、主に中卒及びそれ以下の学歴の者は、32.7%が「家事・料理」を理由にしており、これと同じ理由の高卒者は17.2%である。また、中卒及びそれ以下の学歴を持つ者が、「高齢または心身障害」を理由としている割合は16.9%になっている。これらの資料が示すように、女子の非労働力のなかで、教育程度が比較的低い者ほど、家庭要因による影響がより高い。

表4 台湾地区の女子非労働力を教育程度別で見る労働不参加の原因

(単位：千人)

原因 学歴	総 計	仕事をした いが仕事 がない	進学及び進 学の準備	家事および 料理	高齢或いは 心身障害	そ の 他
中卒及び それ以下	2,424	18	60	1,528	789	29
	52%	0.4%	1.3%	32.7%	16.9%	0.6%
高 卒	1,395	29	486	805	52	22
	30%	0.6%	10.4%	17.2%	1.1%	0.5%
大卒以上	858	18	498	289	26	27
	18%	0.4%	10.6%	6.2%	0.6%	0.6%
総 計	4,677	65	1,044	2,326	867	78
	100%	1%	22%	56%	19%	2%

資料出所：行政院主計処。2003年台湾地区女子教育と就業調査報告、2004年。

(3) 女子の業種別就業

近年、わが国の産業構造の転換は速い。女子の就業人数の増加、特に、サービス業への就業人数は速く、サービス業全体に占める女子就業人数は1997年の24.46%から2006年の29.56%に増加し、男子の28.94%よりも高く、この数年間で5.10ポイントの増加である。すなわち、男子の1.14ポイントよりも高い。これはサービス業の発展が、確実に女子就業の手助けになった。

(4) 女子の職業別就業

知識経済の発達によって、産業は知識集約型を主とする型に変わり、女子の労働市場において体力の限界を問題視することなく、「技術員及びアシスタント専門員」という職業に従事する者の全就業人数に占める比率は、1997年の6.1%から2006年の8.4%へと大幅に増大し、2.3ポイント増加した。これは全職業別のなかで増加幅の最も大きい業種である。しかし、それでも「専門員」の分野に占める全体の就業人数の比率は、それほど高くはない。

この10年来、女子の専門人員の増加幅は0.8ポイントで、男子の1.3ポイントに比べると依然不足である。総合的に見て、女子が専門職以上の職業に従事する比率は、すでに増加しているものの、それでも男子の教育程度と比較して見た場合、女子の職業面の発展空間は、多いに期待できるところである。

表5 年次別で見た就業者の業種別・性別別割合 (単位：%)

項目 年次	男 子			女 子		
	農・林・漁 牧業	工 業	サービス業	農・林・漁 牧業	工 業	サービス業
1997年	6.80	26.02	27.80	2.77	12.15	24.46
98	6.32	25.90	28.81	2.53	12.03	25.04
99	5.90	25.50	28.52	2.34	11.71	26.02
2000年	5.60	25.42	28.71	2.17	11.81	26.28
01	5.44	24.47	29.27	2.08	11.52	27.21
02	5.45	23.89	29.34	2.06	11.36	27.91
03	5.21	23.54	29.53	2.06	11.29	28.37
04	4.68	23.81	29.56	1.88	11.40	28.67
05	4.25	23.39	29.22	1.70	11.39	29.04
06	3.90	24.63	28.94	1.59	11.39	29.56

資料出所：行政院主計処。2006年人力運用調査報告、2007年。

表6 年次別性別別就業者の職業比率

(単位：%)

項目 年	総計		公務員・ 企業管理 と経営者		専門人員		技術者と 補助員専 門人員		事務員		サービス 員と営業 販売員		農・林・漁 牧業工作 者		生産及び 関連人 員・機械 工作・肉 体労働者	
	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女
97	60.6	39.4	3.9	0.7	3.0	3.1	9.5	6.1	2.5	7.8	7.9	9.0	6.7	2.7	27.2	10.1
98	60.4	39.6	3.9	0.6	3.0	3.2	9.6	6.5	2.4	7.9	8.1	9.1	6.2	2.5	27.1	9.8
99	59.9	40.1	3.8	0.6	3.1	3.3	9.9	6.8	2.5	8.1	8.2	9.5	5.8	2.3	26.5	9.5
2000	59.7	40.3	3.7	0.6	3.2	3.2	10.1	6.8	2.5	8.3	8.3	9.7	5.5	2.1	26.5	9.5
01	59.2	40.8	3.7	0.6	3.3	3.2	10.2	7.0	2.5	8.4	8.4	10.2	5.4	2.0	25.7	9.3
02	58.7	41.3	3.8	0.7	3.5	3.4	10.3	7.3	2.5	8.5	8.5	10.4	5.4	2.0	24.7	9.1
03	58.3	41.7	3.8	0.7	3.6	3.5	10.3	7.6	2.6	8.5	8.5	10.5	5.2	2.0	24.4	8.9
04	58.0	42.0	3.8	0.8	3.8	3.6	10.4	7.7	2.6	8.8	8.4	10.5	4.6	1.8	24.4	8.9
05	57.9	42.1	3.8	0.8	4.2	3.8	10.5	8.0	2.6	8.8	8.3	10.5	4.2	1.6	24.4	8.7
06	57.5	42.5	3.7	0.8	4.3	3.9	10.7	8.4	2.6	8.7	8.3	10.7	3.8	1.5	24.1	8.5

資料出所：行政院主計処。2006年人力運用調査報告書、2007年。

(5) 女子就業の際の従業身分

2007年の調査では、2006年における女子の従業身分は、「雇主」や「個人営業者」としての就業比率は、それぞれ0.9%と3.4%である。男性の4.2%と10.5%と比較すると、依然として相当な差がある。しかし、近10年来の増減幅で比較すると、女子の場合はそれぞれ0.1ポイントの増加であり、逆に、男子の場合は0.5と2.7ポイントの減少である。OECDの研究では、大部分のOECD加盟国の「自家営業者」が全就業者に占める比率は、1990年代から下降し、同時に男子に比べると女子の下降速度が速く、女子の「自家営業者」の比率は経済発展とネガティブの相関がある。比較的裕福な国では、女子の「自家営業者」の比率が比較的低い⁹。しかし、わが国の女子「個人営業者」の占める比率は、文化面や経済面で比較的似ている日本の15.0%、韓国の

32.9%と比較してみると依然としてかなり低いことがわかる。これはわが国の女子の創業方式で就業するのに大いに期待できることを示している。女子が「無報酬家族経営者」として家族経営を担い、10年来1.1ポイント下がり、「個人や私企業の被雇用者」では3.9ポイントの増加が見られ、女子が有報酬職業に進出した比率がやや改善されたと見ていい。

表7 年次別、性別別就業者の従業身分の比率 (単位：%)

項目 年次	総 計		雇 主		個人営業者		無報酬 家族従業者		合 計		雇 用 者			
	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	私企業		政 府	
											男	女	男	女
97	60.6	39.4	4.7	0.8	13.2	3.3	2.0	6.0	40.6	29.4	34.1	24.8	6.5	4.6
98	60.4	39.6	4.7	0.8	13.0	3.3	1.9	5.8	40.8	29.8	34.7	25.4	6.1	4.4
99	59.9	40.1	4.7	0.8	12.9	3.4	1.9	5.8	40.5	30.1	34.6	25.7	5.9	4.4
2000	59.7	40.3	4.6	0.8	12.7	3.3	1.9	5.6	40.6	30.5	34.8	26.2	5.8	4.3
01	59.2	40.8	4.4	0.8	12.5	3.3	1.8	5.5	40.5	31.2	34.6	26.9	5.9	4.3
02	58.7	41.3	4.4	0.8	12.4	3.4	1.8	5.6	40.1	31.6	34.4	27.2	5.6	4.4
03	58.3	41.7	4.3	0.9	12.1	3.4	1.8	5.5	40.1	32.0	34.4	27.3	5.7	4.7
04	58.0	42.0	4.3	0.9	11.5	3.4	1.8	5.3	40.5	32.4	34.9	27.8	5.5	4.6
05	57.9	42.1	4.2	0.9	11.1	3.4	1.6	5.1	41.0	32.8	35.8	28.3	5.2	4.5
06	57.5	42.5	4.2	0.9	10.5	3.4	1.5	4.9	41.3	33.3	36.3	29.0	4.9	4.3

資料出所：行政院主計処。2006年人力運用調査報告、2007年。

表8 各国の女子自家営業者の比率 (単位：%)

国名	フランス	ドイツ	アイル ランド	日 本	韓 国	オランダ	スウェー デン	イギリス	アメリカ	台 湾
自 家 営業者	6.9	9.4	7.4	15.0	32.9	9.1	5.3	8.2	5.9	8.0

註：1. 本報告は OECD の self-employment をわが国は自家営業者と見なす。

2. オランダの数字は2002年、わが国のそれは2006年で、ほかの国は2005年ものである。

資料出所：1. OECD Factbook 2007年。OECD, 2007年。

2. 行政院主計処。2006年人力運用調査報告、2007年。

(6) 女子のパートタイムの仕事

若干の国においては、パートタイムの仕事を開拓し、就業促進の手段としている。なぜならば、パートタイムの仕事は、家庭の世話と両立させる特性をもっているからである。時間の調整ができ、家庭持ちのものの都合にあわせることができるため、大部分の国には、パートタイムの仕事に従事している女子が多い。欧米先進国家、あるいはわが国と隣接している日本や韓国などの国と比較してみると、パートタイムの仕事に従事している女子が、全就業者に占める比率で、最も多いのがオランダの59.7%で、最も少ないのが韓国の12.3%であり、それでもわが国の2.6%に比べるとはるかに高い。そして、各国の全就業人数に占めるパートタイムの比率は、女子のほうが男子よりもはるかに高い。しかし、わが国の場合は女子の方が男子よりも少ない。このように他の国と比較すると、わが国のパートタイムの仕事が非常に少ないことである。その可能性としては、女子非労働力の労働市場への進出を難しくしているゆえ、女子の労働力参加率が相対的に低くしている要因の一つを成しているのではなかろうか。

表9 各国のパートタイム従事者の比率 (単位：%)

項目 性別	フランス	ドイツ	アイル ランド	日 本	韓 国	オランダ	スウェー デン	イギリス	アメリカ	台 湾
女 子	22.9	39.2	34.9	40.9	12.3	59.7	19.0	38.8	17.8	2.6
男 子	5.1	7.6	7.7	12.8	6.3	15.8	8.4	9.9	7.8	3.5

註：OECD 加盟国のパートタイムの従業時間は、毎週30時間以下のものであり、わが国は実質毎週40時間以下のものとして計算している。

資料出所：1. OECD Employment Outlook 2007, OECD, 2007.

2. 行政院主計処。2006年人力運用調査報告、2007年。

(7) 両性の賃金格差

わが国女子の平均賃金は、男性の平均賃金の78%しかない。両性の賃金格差は、日本、韓国、ドイツよりも小さい。これがわが国の諸外国の性別別賃

金格差のなかで、比較的良好な指標であるといってもよい。しかし、フランスやアイルランド等の国家と比較すると、依然として相当な差を有している。

表10 各国の両性賃金格差の比較 (単位：%)

年 \ 国	フランス	ドイツ	アイルランド	日本	韓国	オランダ	スウェーデン	イギリス	アメリカ	台湾
1995	90	77	76	63	57	77	81	73	75	70
2005	89	76	82	69	61	80	85	79	81	78

資料出所：1. OECD Employment Outlook 2007, OECD, 2007.

2. 行政院主計処。被雇用者の賃金調査統計。

四、わが国の女子人的能力向上を図るための運用措置の概況

女子の人的能力の向上、あるいは、女子の労働力参加率の増加のいずれも、現在はすでに国際組織の重要な議題となっている。わが国は近年来、女子の就業に関連する諸障害を積極的に取り除くことに力を入れ、女子の就業に協力し、女子の経済力向上に努めてきた。

(1) 「女子の創業－女子小額創（起）業貸付計画」

わが国の女子就業者の従業身分は「雇主」か、もしくは「自家営業者」が全就業者の約4.3%しか占めていない。男子のそれは15.6%に達している。これから見てもわかるように、女子に対し創業（起業）の門戸を開き、さらに多くの就業機会が提供できるように協力を必要とする。それゆえに「創業鳳凰－婦女小額創業貸款計画」（女子の創業－女子小額創（起）業貸付計画）及び女子の創業を促進するのに必要な関連措置を推進することである。これによって、女子の創意と企業者精神を促進し、女子の経済への貢献と就業機会の創出を増加させ、そのためには女子の創業及び企業経営の障害を排除し、女子の創業・企業経営の成功率、経済の自主能力等の向上を図る。予定とし

では、2000名の女子に適当な訓練を受けさせ、創業の指導を受けたのち、小額の創業貸付金を得ることができるようにしている。

- (A) 行政院経済建設委員会が、2007年2月に関係部署を召集し、「研商全面提升婦女人力運用會議」（全面的な女子人力運用向上のための研究會議）を開き、會議のなかで經濟部が提案した「2007年度女子企業指導要領措置」を大々的に処理を行う議案を議決し、あわせて「女子小額貸付保証計画」の構想を提出した。
- (B) 行政院内政部勞工委員会が、2007年3月8日に正式に「創業鳳凰－婦女小額創業貸款計画」を開始した。そして、勞工委員会就業安全基金及び中小企業信用保証基金からそれぞれ5,000万台湾元（合計1億元）を信用保証基金とし、計2,000名、一人当たりの貸付限度額を最高50萬元、貸付期間が最長7年、最高信用貸付保証額が95%、年利2.83%とし、信用保証を必要とする場合は、さらに0.5%の手数料を加算することとなり、年間利息が3.33%になる。（1台湾元＝3.2円－訳者註）。
- (C) 2007年8月末、勞工委員会がすでに17,583件の電話相談を受け、12,827名の女子が女子創業研修会に参加する希望を持っている。ほかに創業研修課程はすでに45回も開かれ、受講者は5,175人に達し、さらに、11回の創業進階班が開設され、815人の卒業生を送り出している。また、130数名の創業専門家を顧問団のメンバーにし、創業鳳凰計画に参加したい希望をもつ女子に対し指導する用意があり、すでに297人の女子が創業計画書を提出しており、顧問団の面談と指導を受け、154名が面談と指導を完了している。
- (D) 2007年8月末までに、勞工委員会がすでに6回の審査会を開いており、154件の審査を行った。99件が認められ、3件は創業計画を修正したのち改めて申請を行うこととなった。そして、52件は認められなかった。（その理由は、財務計画は不適當で、返済能力に問題があるとのことで

ある)。すでに30件の貸付が許可された。

(2) 「女子の情報リテラシー格差縮小計画」

女子の情報リテラシー格差の縮小は、特に、都市部以外の女子に対し、各国は近年来、強力に推進しようとする政策である。わが国も今年から試験的に「女子の情報リテラシー格差縮小計画」を始め、非営利団体に委託し、実施することとなった。計画実施のための経費は、1,500万台湾元を必要とし、10,000名の女子にコンピューターの基礎と応用の訓練を提供することとなった。

- (A) 女子の情報リテラシー格差を縮めるために、非都市地域の女子にコンピューターの基本的な操作訓練機会を提供し、女子の社会と経済面での多層的な雇用機会を創造させ、彼女らの雇用及び創業能力を向上させる。行政院経済建設委員会が「縮減婦女數位落差試辦計画」(女子の情報リテラシー格差を縮めるための計画案)を制定し、民間の法人団体がこれに関連する訓練を行うことになり、女子に24時間のコンピューター課程を無料で提供するようになった。
- (B) 計画期間：2007年5月2日に「縮減婦女數位落差試辦計画作業要点」(女子の情報リテラシー格差を縮めるための計画の実施要領)を内示し、5月に公布、6月に計画の審査受付、7月から12月まで訓練課程の実施といった手順である。
- (C) 計画内容：本計画は中米基金の支援をもって非営利団体に補助し執行する。訓練の経費は、45%の政府補助に非営利団体が残りの55%の負担を自ら行う。一人当たりの補助額は最高1,500台湾元を超えてはならない。(訳者註：中米基金とは、アメリカが1965年に経済援助が停止するまで、台湾に対しアメリカが行った経済援助額が、合計で14.8億米ドルに達し、この中から164億台湾元をこの基金に当てた。正式の名称は「中美経済社会発展基金」である。この基金を財源にして運用を行った結果、貸付

部分の74億元が昨年（2006年）7月にすでに返済済みで、残りの90.3億元がアメリカの贈与と資金運用益によって得たものである。これがこの基金の原資となり、所謂「中美（米）基金」というものである）。

- (D) 計画査定：行政院経済建設委員会は、2007年6月に審査会議を開き、11件（致理技術学院、中華民国電子商業推進協会、社団法人台中県親子閲読協会、大甲鎮農会、苗栗県陶芸協会、桃園県社会教育協進会、財団法人凱達格蘭文化芸術基金会、高雄県原住民文化芸術発展協会、財団法人蒲公英英文教基金会、苗栗県後龍鎮後龍国民小学及財団法人天主教会花蓮教区）の申請案を承認した。そして、承認した計画の補助経費は14,506,330台湾元で、10,220名の女子を訓練する。
- (E) 計画実施の推進：本計画は2007年6月から12月までに計491クラスを開講する。経済建設委員会は関連する部署及び学者、専門家を召集し、不定期的に視察し考査すると同時に、これによって本計画の成果を把握する。

(3) 「好管家專案」(良き家庭管理に関する案件)

わが国の女子労働力参加を促進するためには、労働市場に進出する際の障害を排除し、協力しなければならない。台湾の副総統である呂秀蓮が2005年11月に「女性失業與就業輔導－『好管家專案』」の座談会を開き、「好管家」の観念を提起した。これを受けて経済建設委員会が関連する部署と協議した結果、ついに2006年4月に「好管家專案」を提出し、関連部署が共同でこの特別案件を強力に推進し、女子の就業を促進しようとした。そして、これをもって輝く人生、輝く家庭、輝く社会を創ろうということである。

本案件の推進期間は2年である。主に三つの側面から女子に対して協力を強化し、女子の就業を促進する。1. 孝親安養：老人・心身障害者に対し看護の資源と制度を改善する。2. 育児安親：幼児・児童への看護方式の多様

化と看護の質的向上を提供する。3. 家政安居：家事管理内容の質的向上を図り、家事従事者の社会的地位と尊厳を高め、家事従事者の家事と就業の両立成功率を高める。また、学校養成教育、成人教育、職場訓練、職業と創業についての紹介・斡旋等々の措置を含む就業前の訓練を通じて、2006年からの一年間だけで、安養、安親、安居に関連する教育、訓練によって約10万人に関連する産業に就業させることができる。

(4) 大温暖社会福祉套案（温かい社会福祉案）

行政院は2006年に「2015年経済発展願景第一階段三年衝刺計画（2007～2009年）」の五大案件、「社会福祉案件」の4項目重点計画を推進することを発表した。この中で「強化老人安養」（老人に安心して養生への強化）、及び「因応少子女化」（少子女化への対応）計画と「友善家庭」（円満な家庭）造りへの政策は数多くあり、ここでは陳述を省略する。結婚、あるいは出産・育児に直面している女子非労働力者を労働市場に進出させることにに対し、必ず相当な効果を発揮することであろう。その主要な内容は、以下の通りである。

- (A) 生育及び養育のために良質な環境を構築し、良好な家庭を築きあげ、育児と就業の両立を兼ね備える就業条件を確実に実施できるように、家庭の管理能力の維持への支援。
- (B) 産休時の賃金を労働保険給付にし、確実に働く妊婦の労働権利への保障。
- (C) 社会保険を用いて育児のための休職時の賃金を支給し、働く女子の出産養育障害の低減。
- (D) 保育所や託児所への補助計画によって、保母の育児専門知識を充実させ、看護サービスの質的向上を図る。そして親の託児問題の解決に協力し、良好な幼児への看護が得られ、働く女子に安心して労働市場に進出。
- (E) 幼托整合政策（日本でいう幼稚園と託児所を統合し、一つの機関で管理

するための政策（記者註）を推進し、幼児の学齢前の教育と看護のための体系を構築して、幼児の就学前の教育と看護制度の完全なる拡充を図る。

- (F) 中学生や小学生の放課後の看護サービスを行い、親の子供への放課後の看護要請に応える。そして、児童の健全な成長を促し、女子の結婚・出産を支援し、父母が安心して就業に専念できるように図る。

註：

1. ILO (2004), Facts on Women at Work

(1) 192カ国のうちわずか12カ国の元首が女子である。(2) 全世界13億人の貧困者（1日の生活費が1米ドル以下の人）のうち70%が女子である。(3) 女子の無給労働時間は男子の2倍以上。(4) 各国の資料によると、女子の平均所得は男子の2/3である。(5) 女子が各国のパートタイムの60~90%を占め、欧州連合は83%である。(6) オーストラリア、カナダ、タイとアメリカのような国では、事業の30%が女子によって所有、もしくは統括している。このうちタイ国の場合は40%と高い。(7) 欧州において片親の家庭の中の9/10はシングルマザーである。

2. Jaumotte, F. (2003), “Female labour force participation: past trends and main determinants in OECD countries”, OECD Economics Department Working Papers, No.376.

3. Commission of the European Communities (2002), “Increasing labour force participation and promoting active ageing”, Brussels.

4. Lin Lean Lim (2002), “Female labour-force participation”, Gender Promotion Programme, International Labour Office, Geneva, Switzerland.

5. Euwals, R. (2001), “Female labour supply, flexibility of working hours, and job mobility”, Economic Journal, Vol.111, issue 471 (May).

6. Wrohlich, K. (2004), “Child care costs and mothers’ labor supply: an empirical analysis for Germany”, German Institute for Economic Research, 2004.

7. Garibaldi, P. (2003), “Raising female employment: reflexions and policy tools”, Discussion paper No.951, Institute for the Study of Labor, Bonn, 2003.

8. Connelly, R. (1999), “Marital status and full-time work status in child care choices: changing the rules of the game”, Census Bureau Small Grants Sponsored Research Conference, Washington D.C.

9. Women and men in OECD countries, OECD, 2006.